

特定事業所集中減算に関するQ & A

①通所介護・地域密着型通所介護について、別々に取り扱うのですか。

答 本市では、通所介護と地域密着型通所介護を分けずに取り扱います。
(介護保険最新情報 Vol. 553 及び介護保険最新情報 Vol. 629 参照)

②サービス計画件数には、地域包括支援センターから委託された介護予防サービスを位置付けた件数を含みますか。

答 介護予防サービス計画は含みません。

③通所介護の計画件数には、認知症対応型通所介護は含みますか。

答 通所介護に認知症対応型通所介護は含みません。

④1人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、どのように計算するのですか。

答 1人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、法人ごとに1件ずつ計上します。

例えば、2箇所の訪問介護事業所を位置付けた場合、事業所の法人が別であれば法人ごとに「1件ずつ」カウントしますが、同じ法人内で複数事業所を位置付けた場合は、法人に「1件」としてカウントします。

(複数事業所を位置付けても、様式1の②「各サービスを位置付けた居宅サービス計画数」(分母)は「1」ですので御注意ください。)

⑤減算はどの利用者が対象となるのですか。

答 減算は、減算適用期間の全ての利用者に対する居宅介護支援費が対象となります。

⑥様式1には80%を超えるサービスのみ記載するのですか。それとも80%を超える超えないに関わらず、居宅サービス計画に位置づけたサービスはすべて記載するのですか。

答 80%を超える超えないに関わらず、居宅サービス計画に位置づけたサービスについて、すべて記載してください。

⑦ 判定期間中に事業を休止している居宅介護支援事業所について、特定事業所集中減算の判定対象となるのですか。

答 判定期間中に歴月で1月でも給付管理の実績があった場合は、判定の対象となります。これは判定期間中に新規の指定を受けた事業所も同様です。

⑧ 正当な理由として挙げられている居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域にそれぞれのサービスに係る事業所が5事業所未満というのは、いつ時点での事業所数となるのですか。

答 判定期間の初日で判断します。そのため、前期分については、3月1日時点、後期分については9月1日時点の事業所数で判断することとします。
市のホームページに、事業所の一覧を掲載しています。

⑨ 訪問介護において、通院等乗降介助のサービスを提供している事業者が地域に少ない場合、正当な理由があると認められますか。

答 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に通院等乗降介助のサービスを提供している事業者が5事業所未満である場合、通院等乗降介助を位置付けた居宅サービス計画については、計算から除外してください。
なお、通院等乗降介助の事業所数は、市ホームページに掲載しています。

(例) 訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数 : 100件…(A)
紹介率最高法人を位置付けた計画数 : 83件…(B)
通院等乗降介助を位置付けた居宅サービス計画数 : 20件…(C)
(C)を(A)と(B)それぞれから除くと
 $(83 - 20) \div (100 - 20) = 78.7\%$ となるため、減算の対象とはなりません。

⑩ 正当な理由の範囲4「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」の計算方法はどのようになりますか。

答 地域ケア会議等において、支援内容について意見・助言を受けている居宅サービス計画については、計算から除外してください。

(例) 訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数 : 102件…(A)
紹介率最高法人を位置付けた計画数 : 82件…(B)
意見・助言を受けている居宅サービス計画数 : 18件…(C)
(C)を(A)と(B)それぞれから除くと
 $(82 - 18) \div (102 - 18) = 76.1\%$ となるため、減算の対象とはなりません。

⑪理由書について、利用者本人が自署できる状態ではなく代理人もいない方のため、作成することが難しいのですが、どのようにすればいいですか。

答 事業所番号、事業所名、選択理由については、利用者から聞き取った内容を事業所が印字し、内容の確認を受ける方法でもかまいません。

ただし、署名欄については利用者の意思確認の観点から、原則、利用者本人又は代理人にしてもらうよう努めてください。

なお、署名等がない理由書や、事業所が本人又は家族の同意なく署名等を行った理由書は無効となります。

⑫理由書の写しの提出について、再計算結果が80%以下となるのであれば、提出を受けた理由書の一部だけを提出する方法でもいいのですか。

答 理由書の写しは、提出を受けた利用者全員分の提出が必要です。

ただし、前回判定時に提出した理由書（新様式で提出したものに限り）から変更がなかった場合は、当該利用者のものでのみ提出を省略できます。省略方法は参考様式①の記載例を御確認ください。

⑬理由書の記載例には「理由書はケアプランを作成又は変更する度に作成」と書かれていますが、ケアプランの変更とは短期目標の見直しや、軽微なものも含むのですか。

答 理由書の作成は、具体的には次のような場合に必要となります。

判定期間中に、

- (1) ケアプランを新たに作成した場合
- (2) 利用者が更新認定を受けた場合
- (3) 利用者が区分変更認定を受けた場合
- (4) 利用者が対象サービスにおける事業所の選択をし直し、利用する事業所が変更になった場合

⑭理由書の「3. プランの作成（変更）日」は、何の日付を記入するのですか。また、「新規」と「変更」のどちらに丸を付ければ良いのですか。

答 理由書を作成した理由が、問⑬の（1）～（3）に該当する場合又は問⑬の（4）に該当しケアプランを作成し直した場合は、日付にはそれぞれのケアプランの作成日を記入し、（1）の場合は「作成」に丸を、（2）～（4）については「変更」に丸を付けてください。

理由書を作成した理由が、問⑬の（4）に該当し軽微な変更として取扱った場合は、日付には現在運用しているケアプランの作成日を記入し、「変更」に丸を付けた上で、空きスペースに「〇年〇月〇日変更 事業所再選択」と記入しておいてください。

⑮「5. 紹介を行った居宅サービス事業所及び法人名」の「説明日」には、何の日付を記入するのですか。

答 説明者が事業所の説明を行った日を記入してください。

⑯利用者記入欄の日付は、何の日付を記入するのですか。

答 利用者が署名を行った日を記入してください。日付を遡っていただく必要はありません。

⑰1人の利用者について、判定期間中に理由書を複数枚作成した場合、作成した全ての理由書の写しを提出する必要があるのですか。

答 提出する理由書の写しは判定期間中の最新のものだけで構いません。ただし、作成した理由書は全て、事業所内で保管しておいてください。